

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性の向上を図ることを目的として、より一層の株主価値を重視したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

また積極的な情報開示を行い、経営の透明性、公平性を高めてまいります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であります。

取締役会は、原則月1回定期的に開催し、会社の重要事項などについて、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう慎重に審議しております。

また取締役会は、5名で構成されており、うち1名は社外取締役です。少人数による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指すとともに、常勤、非常勤を問わず監査役も取締役会に出席し、適宜意見の表明を行い、職責の異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営のチェックを行っております。今後とも監査役制度採用会社として、取締役の業務執行について、監督を徹底できるよう務めてまいります。

内部統制システムに関しては、業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性の確保のため、内部統制事務局および各部門により継続的に各種社内規程の見直し及び文書化を行っております。また、内部監査室により内部監査方針や計画に基づき部門毎に年2回定期内部監査を実施し、内部統制システムの整備及び運用の有効性の評価を行っております。また監査法人より、通常の会計監査および内部統制監査のほか、コーポレート・ガバナンスの充実などについても、適宜アドバイスを受けております。

そして顧問契約を締結している弁護士より、コンプライアンス等に関して適宜アドバイスを受けております。

また経営の透明性を高めるべく、必要な会社情報の提供につきましては、ホームページ等を通じて公正な適時開示に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニコン	646,700	8.71
アバールグループ社員持株会	377,814	5.09
御 船 滋	350,000	4.71
奥 村 龍 昭	237,000	3.19
嶋 村 清	193,500	2.60
株式会社アクセル	160,000	2.15
株式会社日本マイクロニクス	119,600	1.61
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド ピービー オムニバス クライアント アカウ ント(常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	116,000	1.56
レーザーテック株式会社	109,500	1.47
奥 村 秀 樹	108,700	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

(大株主の状況の補足説明)

自己株式を大量に保有しておりますが、大株主の状況には含めておりません。

当該保有株式数は1,352,149株、株式保有割合は18.22%となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、「2. 資本構成」に記載したとおり、支配株主を有していません。
また、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情に該当する事項はありません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
河合 芳道	他の会社の出身者					△		△				○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河合 芳道		平成20年6月当社取締役(現) 河合芳道氏は株式会社ニコンの出身者であります。 当社と株式会社ニコンとの関係といたしましては、当社の株式を646,700株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合として8.71%)所有しております。 また、年間808百万円(平成28年3月期実績)の販売取引関係が存在しております。	当社関連業界の豊富な知識・経験等を有しており、業務執行にあたり独立した公正且つ客観的な立場から経営監督機能を担っております。このような観点から職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と監査法人は定期的に情報共有の場を持っており、監査方針や監査計画および期中に発生した問題点について情報交換を実施しております。

また、監査法人による監査報告会には、監査役と内部監査室長も出席し、具体的な決算上の課題について意見交換をしております。

その他、毎年2月に実施している監査法人による棚卸立会に監査役も立会い、情報交換を行うとともに、会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子 健紀	公認会計士													○
金澤 健一	他の会社の出身者							△		△				○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子 健紀	○	平成10年6月当社監査役(現)、平成11年5月金子公認会計士事務所 所長(現)。なお、独立役員に指定しております。	独立した公認会計士であり、専門的分野から適法かつ適正に取締役等の業務執行を監視できるものと判断し、また、当社との間に特別な利害関係は無く、社外という客観的かつ中立的な立場であることから選任しております。
金澤 健一		平成26年6月当社監査役(現) 金澤健一氏は株式会社ニコンの出身者であります。 当社と株式会社ニコンとの関係といたしましては、当社の株式を646,700株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合として8.71%)所有しております。 また、年間808百万円(平成28年3月期実績)の販売取引関係が存在しております。	当社関連業界の、豊富な知識・経験を有しており、その豊富な経験から取締役等の業務執行を適切に監視できるものと判断し、また、当社との間に特別な利害関係は無く、客観的かつ中立的な立場であることから選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

	ストックオプション制度の導入
--	----------------

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

該当項目に関する補足説明

平成24年6月21日開催の第53期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。
具体的な内容については、新株予約権の総数は2,710個、付与日は平成24年8月1日、権利行使期間は平成26年9月1日～平成29年8月31日となっております。
詳細につきましては、平成28年6月24日に金融庁へ提出しております、有価証券報告書の【提出会社の状況】の【新株予約権等の状況】及び【ストックオプション制度の内容】並びに【経理の状況】の（ストック・オプション等関係）をご参照願います。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲を高めるとともに当社株主との利害共有化により、当社グループの企業価値向上に資することを目的とし、ストックオプションを付与しております。
具体的な、付与対象者及び付与数は社内取締役300個、社内監査役50個、従業員1,320個、子会社の取締役200個、子会社の従業員840個、合計2,710個。
権利行使期間は平成26年9月1日から平成29年8月31日。
行使状況を含め、詳細につきましては、平成28年6月24日に金融庁へ提出した、有価証券報告書の【提出会社の状況】の【新株予約権等の状況】及び【ストックオプション制度の内容】並びに【経理の状況】の（ストック・オプション等関係）をご参照願います。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期における当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は、次のとおりとなります。
取締役(社外取締役を除く) 4名 報酬等の総額74,700千円(基本報酬56,448千円、賞与18,252千円)
監査役(社外監査役を除く) 2名 報酬等の総額14,458千円(基本報酬11,065千円、賞与3,393千円)
社外役員 3名 報酬等の総額9,063千円(基本報酬6,840千円、賞与2,223千円)
(注)使用人兼務役員の使用人給与分は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(役員の報酬等の算定方法)
役員の報酬等の算定方法の決定に関する方針を定めております。基本報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度額内で世間水準及び社員とのバランスを考慮し、取締役については取締役会の協議を経て代表取締役が決定し、監査役については監査役会の協議によって決定しております。役員賞与は、取締役会で定める役員賞与算定表を基準に算出し、基本報酬と同様な手続きに従い決定しております。また、その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益についても、基本報酬と同様な手続きに従い決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・当社の社外取締役は非常勤ですが、定例(月次)取締役会や経営会議に出席し、重要な情報は適時入手できる体制となっております。また、取締役会での報告資料及び月次の財務書類等を事前配布し、内容検討できる体制となっております。
- ・当社には、監査役(社外を含む)を補佐するスタッフはおりません。
- ・当社の社外監査役は、非常勤であり明確な職務分担は行わず、常勤監査役を中心として監査の実効を上げる事としております。
- ・社外監査役へは、社外監査役が出席する取締役会の事前資料、常勤監査役が出席した他の重要な会議の議事録、重要な決裁書類、月次の財務書類などを月次で事前配布し、取締役会に先立って常勤監査役が配布資料について事前説明を行なっております。
- ・定期開催の監査役会においては、常勤監査役より社外監査役に日常監査の報告を行なうと共に、監査役相互の意見交換を行なっております。
- ・また、常勤監査役の日常監査において発見した重要事項については、適時に社外監査役と連絡を取り、意見を求めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行、監査、監督の方法)
当社は、監査役会を設置し、財務、会計等の豊富な知見を有する社外監査役を含めた監査役(監査役3名のうち2名は社外監査役)による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。また、社外監査役に、独立役員の要件を満たす社外監査役を含んでおります。
取締役の牽制機能として、取締役会は原則月1回定期的に開催し、会社の重要事項などについて、経営の基本方針に基づき法令及び定款に違反なきよう慎重に審議しております。また、取締役会は5名で構成されており、内1名は社外取締役です。少人数による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指すと共に常勤、非常勤を問わず監査役も取締役会に出席し、適宜意見表明を行い、職責の異なる取締役と監査役は、それぞれの視点から経営のチェックを行っております。今後とも監査役設置会社として、取締役の業務執行について、監督を徹底できるよう務めてまいります。また、監査役においては、取締役会のみならず、経営課題の検討などを行う、常務会および経営会議など会社の業務執行に係るすべての重要な会議に出席し、取締役の職務執行を十分に監督できる体制となっております。

(社外役員の選任基準)

社外取締役の選任に関する基本的な考え方としては、企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な視点、若しくは経営の監督に必要な特定分野における実績と知識等を有することを役員選任基準に定めております。また、社外監査役の選任に関する基本的な考え方としては、さまざまな分野に関する豊富な知識・経験を有し、監査に必要な特定分野における実績と知識等を有することを役員選任基準に定めております。

(会計監査の状況及び監査報酬の決定方針)

当社は会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で、会社法監査、金融商品取引法監査、内部統制監査および四半期レビューについて、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。平成28年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 高橋正伸

指定有限責任社員 業務執行社員 平野雄二

監査業務に係わる補助者の構成は、次のとおりです。

公認会計士 3名、その他 3名の計6名となっております。

平成28年3月期における当社の監査公認会計士等に対する報酬内容は監査証明業務に基づく報酬が20,500千円であります。

また、監査報酬の決定方針に関しては、方針としては定めておりませんが、担当取締役が規模・監査・レビュー計画・所定レート・計画時間等を勘案し代表取締役社長と協議の上で決定し、監査役会の同意を得た後に取締役会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会を設置し、財務、会計等の豊富な知見を有する社外監査役を含めた監査役(監査役3名のうち2名は社外監査役)による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。

社外取締役は、「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」で「社外役員の選任基準」を記載しておりますが、実践的視点、若しくは経営の監督機能を担っており、具体的には、平成28年3月期において開催した取締役会16回全てに出席し、他社における豊富な経験・知見から発言を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は以下のとおりであります。 第50期、平成21年6月24日開催。 第51期、平成22年6月23日開催。 第52期、平成23年6月24日開催。 第53期、平成24年6月21日開催。 第54期、平成25年6月25日開催。 第55期、平成26年6月24日開催。 第56期、平成27年6月23日開催。 第57期、平成28年6月24日開催。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社説明会を開催するなど、積極的なIR活動を進めております。なお、具体的な活動状況といたしましては、一般個人向け決算説明会及び厚木事業所の工場見学会を適宜開催しております。 また、弊社ホームページに、四半期毎の説明会資料を掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会の開催は年度末決算及び第2四半期決算短信開示後を基本に実施しております。 具体的な活動状況としては、四半期毎に実施しており、説明会資料は、弊社ホームページへ掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各四半期毎の業績報告(決算短信、四半期報告書、有価証券報告書)を掲載しております。また、決算情報および決算情報以外につきましても適時開示を行った内容を掲載しております。 業績説明会の情報に関してもあわせて掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業の遵法性の観点より社会と調和した「良き企業市民」として社会から信頼を得られるよう、「アパールグループ行動憲章・行動規範」を平成18年4月1日に制定し、これらの周知徹底に努めており、社内通報制度を活用し信頼される企業を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム ISO14001 に基づく環境保全活動を始め、地域のクリーンキャンペーンへの参加や、ユニセフ及び災害時の支援等々を実施しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
- (2) 重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するために取締役を含む役員等で構成される経営会議を組織し審議する。
- (3) 内部統制の実施状況を検証するために、社長直属の内部監査室を組織し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文章その他情報については、当社の社内規程に従い適切に保管および管理(廃棄含む)を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- (2) 職務の執行に係る文章その他情報について、取締役並びに監査役が直ちに検索・閲覧可能な体制の整備・充実に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、環境保全、災害、品質等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、規程・マニュアルの作成・検索・閲覧可能な体制を整備し損失防止の管理体制を強化する。
- (2) 使用人の法令・定款等に違反する行為に関して内部通報制度の整備・充実に努める。
- (3) 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに取締役会および監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。
- (2) 取締役会において、各業務の担当取締役を任命し、定期的(月次)に取締役会で各業務状況を報告する。
- (3) 取締役を含む役員等で構成される経営会議を定期的(月次)に開催し、多面的に経営課題の検討・協議を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「アパールグループ行動憲章・行動規範」を制定するとともに、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の整備・充実に努める。
- (2) 担当取締役は、担当部署の関連規程・マニュアル等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を整備する。

6. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等より月次で財務状況・営業状況等の報告および経営会議等の詳細内容の報告を受けるとともに、半期ごとに当社の取締役会で子会社の取締役による報告を受け、状況に応じて指導・監督を行う。
- (2) 子会社に損失の危険が発生した場合には、損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、関係会社管理規程にしたがって当社の取締役会および担当部署に報告される体制を整備し周知徹底を図る。
- (3) 子会社の役員として当社の役職員を派遣することを原則とする他、半期ごとに当社の監査役並びに当社の内部監査室による子会社の監査を実施し、子会社においても「(4) (当社の)取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制」に準じた体制とする。
- (4) 企業集団として、共通の「行動憲章」および「行動規範」を定め、コンプライアンス等の理念統一を保つ。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役会と十分協議のうえ、必要な人員を配置するものとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を必要とする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。

9. 取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社および子会社の取締役等並びに使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をすることとする。
- (2) 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・子会社の監査役および内部監査部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用状況および通報の内容
 - ・リスクの実現化により重大な被害が予想される場合にその状況

10. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、当社グループの内部通報制度においても、相談または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

11. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査役監査に必要な情報が検索可能および報告される体制を構築する。さらに会計監査人並びに内部監査室と連携して監査の実効性を確保する。
- (2) 必要な場合には、専門家(弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等)との意思疎通を図る体制を確保する。

13. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況については、監査役は取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人等に、その説明を求め執行状況を確認しております。

また、取締役、会計監査人および内部監査室並びに子会社取締役および監査役等との定期的な情報交換等を通じ、取締役の業務執行、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

代表取締役社長直属の内部監査室は、監査計画を定め監査計画に基づき、業務監査を行い、業務の有効性、効率性についてモニタリングを行い、内部監査結果を代表取締役社長へ報告を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「アパールグループ行動憲章・行動規範」において反社会的な個人・団体との関係の禁止を明文化して周知徹底を図るとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(その整備状況)

当社グループは、役員及び従業員が、高い倫理観をもって行動ができるよう法令等遵守の基準を定めた「アパールグループ行動憲章・行動規範」を制定している。また社長直属の内部監査室が内部監査方針や計画を立案し、その方針及び計画に基づき、各部の業務執行の有効性・効率性と財務報告の信頼性、関係法令への準拠性、資産の保全について内部監査を実施している。

なお、内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、(図表1)を参照。

(適時開示体制)

1. 会社情報の適時開示における基本方針

当社は、上場会社としてその社会的責任を十分認識し、経営の透明性と健全性の確保に努め、諸法令の遵守のもと、株主、投資家に対して投資判断に影響を及ぼす会社情報の迅速かつ的確な情報開示に取り組むことを基本方針としている。

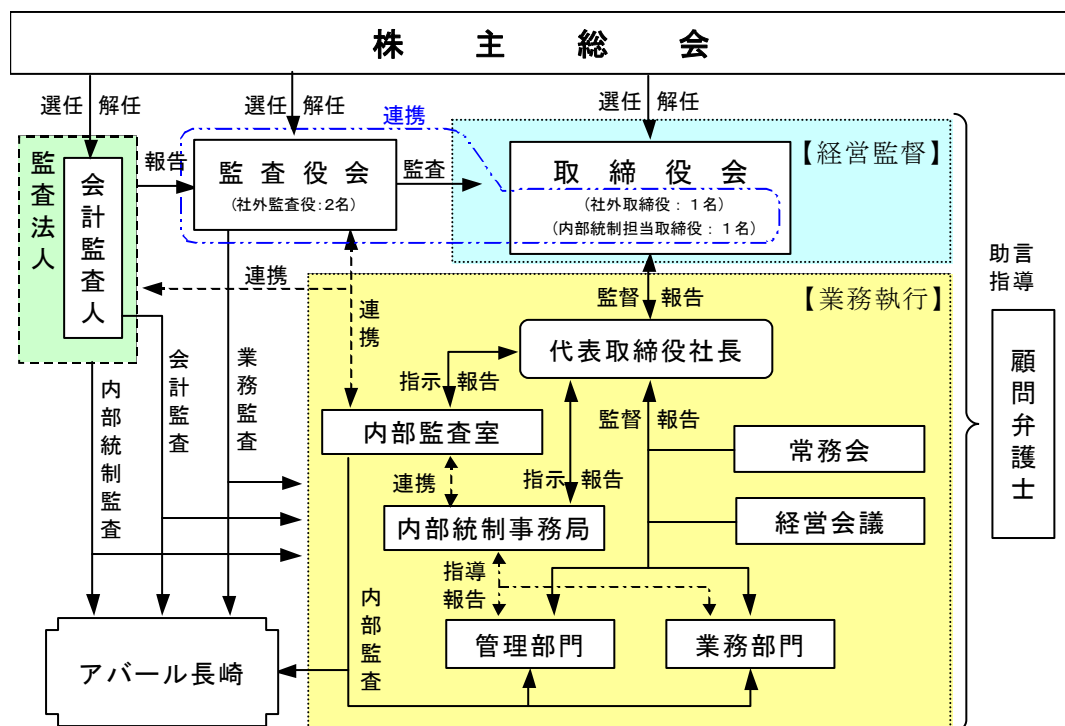
2. 内部情報の管理について

社内の情報等の運用については、情報管理規程等により管理を行っている。

また、当社の役員及び社員においては「インサイダー取引防止規程」を定め証券市場に対するインサイダー取引の未然防止と内部情報の管理等の徹底に努め社会的信用の確保を目指している。

なお、適時開示体制の模式図は、(図表2)を参照。

(図表 1)



(図表 2)

